

## 埼玉県産業技術総合センター客員研究員設置要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、産業技術総合センターが学識経験者(以下「客員研究員」という。)を招へいし、産業技術の向上及び発展に必要な試験研究について助言・指導を受け、研究を遂行することにより、技術開発力、技術指導力の強化を図り、もって中小企業の技術力向上に資するために定めるものである。

### (客員研究員)

**第2条** 客員研究員は、原則として大学の准教授以上又は研究機関及び民間企業等で同等以上の学識経験を有する者とする。

### (職務)

**第3条** 客員研究員は、産業技術総合センターが取り組む試験研究等に対して、助言・指導するものとする。

### (対象試験研究等)

**第4条** 客員研究員の助言・指導の対象となる試験研究等のテーマは、産業技術総合センターが取り組む新分野又は先端技術等に関するもので、学識経験者に指導を受け、試験研究等を進めることが地域企業支援に効率的であると認められるものとする。

### (人選及び依頼)

**第5条** 客員研究員の人選及び依頼は、年度ごとに産業技術総合センター長(以下「センター長」という。)が行う。

### (実施)

**第6条** 客員研究員の助言・指導等の実施日及び内容についてはセンター長が依頼し、実施場所は原則として、産業技術総合センターまたは北部研究所内とする。なお、月額30,000円の報償費を支払うものとする。

### (報告)

**第7条** 客員研究員による指導・助言を受けた職員は、指導の結果を別紙様式1により、10日以内にセンター長に報告しなければならない。

**(知的所有権)**

**第8条** 試験研究等を進めた結果の、特許、実用新案及び意匠登録等を受ける権利並びにそれに基づく特許権、実用新案権及び意匠権等（以下、「知的所有権」という。）は、埼玉県に帰属するものとする。ただし、知的所有権となるものが客員研究員の発案である場合は、埼玉県と客員研究員が協議の上決定することができるものとする。なお、知的所有権の取り扱いについては、埼玉県職員の職務発明等に関する規則（昭和43年規則第40号）に定めるところによる。

**(その他)**

**第9条** この要綱に定めるものの他、必要な事項はセンター長が定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年6月25日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

(様式 1)

客員研究員助言・指導報告書

令和 年 月 日

産業技術総合センター長 様

〇〇室〇〇担当 職名 氏名 \_\_\_\_\_

実施年月日	助言・指導に要した時間
令和 年 月 日	時 ~ 時

指導テーマ名	
客員研究員 職名・氏名	
助言・指導 受けた職員名	

「課題」と「課題に対する助言・指導」の内容ならびに得られた効果  
(要点を簡潔明瞭に記入すること、詳細は資料等を添付してください。)